

○総務省告示第二百三十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年六月二十三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更案

変更案

第2 周波数割当表
【1～7 略】

第2 周波数割当表
【1～7 同左】

周波数割当表
【第1表 略】

周波数割当表
【第1表 同左】

第2表 27.5MHz - 10000MHz

第2表 27.5MHz - 10000MHz

【略】 国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
【略】	移動 J106 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレ メーター用、テレコンロー ル用及びデータ伝送用、移動 体識別用並びに無線電力伝送 用とし、テレメーター用、テ レコンロール用及びデータ 伝送用への割当ては別表9- 1に、移動体識別用への割当 ては別表9-10に、無線電力 伝送用への割当ては別表9- 15による。 一般業務用のうち、移動体識 別用への割当ては別表6-2 に、無線電力伝送用への割当 ては別表6-3による。

【同左】 国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
【同左】	【同左】	小電力業務用での使用はテレ メーター用、テレコンロー ル用及びデータ伝送用並びに 移動体識別用とし、テレメ ーター用、テレコンロール用 及びデータ伝送用への割当て は別表9-1に、移動体識別 用への割当ては別表9-10に よる。 一般業務用のうち、移動体識 別用への割当ては別表6-2 に、無線電力伝送用への割当 ては別表6-3による。

【第3表 略】

【第3表 同左】

【国内周波数分配の脚注 略】

【国内周波数分配の脚注 同左】

【別表1-1～別表9-14 略】

【別表1-1～別表9-14 同左】

別表9-15 無線電力伝送用特定小電力無線局の周波数表

【新設】

918MHz 919.2MHz

【別表10-1～別表11-3 略】

【別表10-1～別表11-3 同左】

【国際周波数分配の脚注 略】

【国際周波数分配の脚注 同左】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記せよ。